

仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約 (ILO第190号条約)

1. 採択年及び批准国数

本条約は、2019年にILO第108回総会で採択された。2026年4月1日時点での批准国は54か国である。

2. 条約の概要

本条約は、仕事の世界における「暴力及びハラスメント」を、身体的、心理的、性的又は経済的損害を目的とし、又はこれらの損害をもたらす、若しくはもたらすおそれのある一定の容認することができない行動及び慣行又はこれらの脅威とし、その防止及び撤廃のためにとられるべき措置を規定したものである。

この条約で定められている、加盟国がとるべき主な措置等は次のとおりである。

- (1) 仕事の世界における暴力及びハラスメント（ジェンダーに基づくものを含む。）を定義し、及び禁止する法令を制定すること。
- (2) 職場における方針の策定・実施、暴力及びハラスメントの防止・管理のための措置をとること等を行うため、適当な手段を講ずることを使用者に要求する法令を制定すること。
- (3) 次のことを行うための適当な措置をとること。
 - ・ 仕事の世界において暴力及びハラスメントが行われた場合に、適当かつ効果的な救済措置並びに安全かつ公正で効果的な報告及び紛争解決のための制度及び手続を容易に利用できることを確保すること。
 - ・ 仕事の世界における暴力及びハラスメントが行われた場合に、適当なときは、制裁を定めること。
 - ・ 家庭内暴力の影響を認識し、及び合理的に実行可能な限り、仕事の世界におけるその影響を緩和すること。